

平成23年3月16日（水）
 愛知県産業労働部中小企業金融課
 融資グループ
 内線 3333、3334
 タイヤイン 052-954-6333

東北地方太平洋沖地震による災害の影響を受けている 中小企業の方々への資金繰りを支援します

県では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による災害の影響（間接的影響を含む）を受け、売上高等が減少している中小企業の方々の資金繰りを支援するため、平成23年3月17日（木）から、県融資制度「経済対策特別資金（経済環境適応資金）」の融資条件を緩和します。

1 県融資制度「経済対策特別資金（経済環境適応資金）」の拡充

	改正前	改正後（下線部が今回の改正箇所）
(1) 融資条件	最近3か月間の月平均売上高総利益額（粗利益）が、前年同期又は2年前同期に比べて3%以上減少していること	以下のいずれかに該当する中小企業者 ・最近3か月間の月平均売上高総利益額（粗利益）が、前年同期又は2年前同期に比べて3%以上減少していること <u>・東北地方太平洋沖地震による災害の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額（以下、売上高等）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること</u>
(2) 融資限度額		1億円
(3) 資金使途		運転資金・設備資金
(4) 融資期間・利率		設備・運転 3年 年1.5% 設備・運転 5年 年1.6% 設備・運転 7年 年1.7% 設 備 10年 年1.8%
(5) その他		・保証料率0.37%～1.74% （一般の信用保証料率に比べて0.19%～0.07%の優遇） ・無担保信用保証枠は通常8,000万円。ただし、経済対策特別資金においては、愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断した場合、1億2,000万円まで無担保で保証が受けられます。
(6) 申込先		県融資制度取扱金融機関

2 実施期間

平成23年3月17日（木）から平成23年9月30日（金）まで

(参考) 中小企業相談窓口について

県では、中小企業対策に関する相談等に対応するため、特別相談窓口を、県機関、(財)あいち産業振興機構、愛知県信用保証協会、各商工会議所・商工会に設置し、中小企業からの各種相談に応じています。

<相談窓口設置場所>

実施機関	住所	電話
【県機関】		
産業労働政策課	名古屋市中区三の丸三丁目 1-2	052-954-6330
中小企業金融課	県庁西庁舎 7 階	052-954-6333
尾張県民事務所産業労働課	名古屋市中区三の丸二丁目 6-1	052-961-7211 (代表)
・海部県民センター産業労働課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-1111 (代表)
・知多県民センター産業労働課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代表)
西三河県民事務所産業労働課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211 (代表)
・豊田加茂産業労働・山村振興グループ	豊田市元城町 4-45	0565-32-3381 (代表)
新城設楽山村振興事務所山村振興課	新城市字名石号 20-1	0536-23-2111 (代表)
東三河県民事務所産業労働課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111 (代表)
産業技術研究所	刈谷市恩田町 1-157-1	0566-24-1841 (代表)
【関係機関】		
(財) あいち産業振興機構	名古屋市中村区名駅 4-4-38	052-715-3071
愛知県信用保証協会	名古屋市中村区椿町 7-9	052-454-0550
・総合相談室		0120-454-754
・西三河支店	岡崎市久後崎町字宮前 17	0564-55-5500
・東三河支店	豊橋市大橋通 2-125	0532-57-5611
各商工会議所		
各商工会		

※ただし、各相談窓口の業務時間内に限ります。